

富田林市教育委員会規則第4号

富田林市立図書館管理運営規則の一部を改正する規則

富田林市立図書館管理運営規則(昭和51年富田林市教育委員会規則第15号)の一部を次のように改正する。

第8条を次のように改める。

(貸出利用手続)

第8条 資料の個人貸出しを受けようとする者は、館長が定める館外貸出申込書を提出し、館長が定める館外個人貸出券(以下「貸出券」という。)の交付を受けなければならない。

2 前項の申込みに当たっては、住所及び氏名を証明するに足りると館長が認める書類を提出し、確認を受けなければならない。ただし、小学生以下の者については、館長が別に定める。

3 貸出券の交付を受けた者は、貸出券に代えて次に掲げるものにより、資料の個人貸出しを受けることができる。

(1) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第7項に規定する個人番号カード(電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成14年法律第153号)第22条第1項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書が記録されているものに限る。)のうち、資料の個人貸出しを受けるための登録をしたもの

(2) 富田林市図書館ウェブサイトを介し、貸出券のバーコードをスマートフォン、タブレットその他これらに類する端末機に表示するデジタル図書館カード

4 資料の個人貸出しを受けようとするときは、貸出券又は前項各号に掲げるものを提示しなければならない。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の富田林市立図書館管理運営規則の規定は、令和7年2月4日から適用する。

富田林市立図書館管理運営規則（昭和51年富田林市教育委員会規則第15号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p><u>（館外個人貸出券の交付）</u></p> <p>第8条 <u>資料の個人貸出しを受けようとする者は、館長が定める館外個人貸出券（以下「貸出券」という。）を提出しなければならない。</u></p> <p>2 <u>貸出券の交付を受けようとする者は、館長が定める館外貸出申込書を提出しなければならない。</u></p> <p>3 <u>前項の申込みに当たっては、住所及び氏名を証明するに足りると館長が認める書類を提出し、確認を受けなければならない。ただし、小学生以下の者については、別に館長が定める。</u></p>	<p><u>（貸出利用手続）</u></p> <p>第8条 <u>資料の個人貸出しを受けようとする者は、館長が定める館外貸出申込書を提出し、館長が定める館外個人貸出券（以下「貸出券」という。）の交付を受けなければならない。</u></p> <p>2 <u>前項の申込みに当たっては、住所及び氏名を証明するに足りると館長が認める書類を提出し、確認を受けなければならない。ただし、小学生以下の者については、館長が別に定める。</u></p> <p>3 <u>貸出券の交付を受けた者は、貸出券に代えて次に掲げるものにより、資料の個人貸出しを受けることができる。</u></p> <p><u>（1） 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カード（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第22条第1項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書が記録されているものに限る。）のうち、資料の個人貸出しを受けるための登録をしたもの</u></p> <p><u>（2） 富田林市図書館ウェブサイトを介し、貸出券のバーコードをスマートフォン、タブレットその他これらに類する端末機に表示するデジタル図書館カード</u></p> <p>4 <u>資料の個人貸出しを受けようとするときは、貸出券又は前項各号に掲げるものを提示しなければならない。</u></p>